

# 練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例施行規則

平成19年3月30日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月練馬区条例第2号。以下「条例」という。）第3条および条例第8条において準用する条例第3条の規定に基づき、練馬区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）および緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、つぎに掲げる事項について保護本部の方針を審議し、決定する。

- (1) 保護本部の非常配備体制および廃止に関すること。
- (2) 避難の勧告または指示に関すること。
- (3) 練馬区（以下「区」という。）の区域に係る区が実施する重要な国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関すること。
- (4) 国、東京都その他地方公共団体および公共機関に対する応援の要請等に関すること。
- (5) 国民保護現地対策本部の設置に関すること。
- (6) 区に対する事務の委託および他の地方公共団体に対する事務の委託に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、つぎに掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副区長
- (2) 教育長

2 条例第4条第2項の規定による本部長の職務の代理は、危機管理室を担任する副区長（以下「担任副区長」という。）である副本部長がこれを行う。ただし、担任副区長である副本部長にも事故あるときは担任副区長以外の副区長である副本部長が、担任副区長以外の副区長である副本部長にも事故あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、練馬区組織規則（昭和48年12月練馬区規則第33号）第3条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練

馬区教育委員会規則第1号)第3条第1項に規定する部長ならびに選挙管理委員会事務局長および議会事務局長をもって充てる。

2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第28条第4項第3号の本部員は、区の区域を管轄する消防長が指定する東京消防庁の消防吏員をもって充てる。

3 前項の本部員は、本部長の命を受け、つぎに掲げる本部長室の事務を処理する。

- (1) 消防機関の活動状況および被害の状況に関すること。
- (2) 国民保護措置の実施に関する本部長の補佐および技術的助言に関すること。
- (3) 警察との情報交換および国民保護措置の役割分担に関する意見に関すること。

4 第1項および第2項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

(部の名称および分掌事項)

第6条 部の名称および分掌事項は、つぎのとおりとする。

国民保護対策統括部

- (1) 保護本部活動の総合統制および本部長室の運営に関すること。
- (2) 区の区域内の被害状況の把握に関すること。
- (3) 防災センターの運営に関すること。
- (4) 国民保護現地連絡調整所に関すること。
- (5) 重要な国民保護措置の立案に関すること。
- (6) 本部長が行う国民保護措置に関する総合調整の補佐に関すること。
- (7) 災害時の広報に関すること。
- (8) 区民からの問合せおよび相談の対応に関すること。
- (9) 報道機関等への対応に関すること。
- (10) 本部長および副本部長の秘書に関すること。

国民保護対策総務部

- (1) 区立施設(教育委員会所管施設を除く。)に係る被害状況の把握に関すること。
- (2) 区役所庁舎機能の維持および保全に関すること。
- (3) 練馬区職員の動員、配置、服務および給与に関すること。
- (4) 練馬区職員等への物資等の配給および執務環境の整備に関すること。
- (5) 職員の特種標章(身分証明書等)の作成および交付に関すること。
- (6) 車両、資器材、食糧等の調達に関すること。
- (7) 義援金品の受入れおよび管理に関すること。
- (8) 車両用特種標章に関すること。
- (9) 区立施設の応急整備および営繕に関すること。
- (10) 応急対策経費の収支に関すること。
- (11) 練馬区議会の対応に関すること。

国民保護対策企画部

- (1) 国民保護対策予算の編成に関する事。
- (2) 情報システムの維持管理に関する事。

#### 国民保護対策区民部

- (1) 安否情報の整理および提供に関する事。
- (2) 被災証明書の発行に関する事。
- (3) 死亡の届出の受理および火葬許可証の交付に関する事。
- (4) 区税の減免に関する事。

#### 国民保護対策産業経済部

- (1) 営農指導に関する事。

#### 国民保護対策地域文化部

- (1) 遺体安置所の設営に関する事。
- (2) ボランティア（主に外国人の支援に関する活動に従事する者に限る。）の受入れおよび配置に関する事。

#### 国民保護対策福祉部

- (1) 災害時要援護者の統括および支援に関する事。
- (2) ボランティア（他の部で所管するボランティアを除く。）の受入れおよび配置に関する事。
- (3) 二次避難所に関する事。
- (4) 災害時要援護者の安否確認に関する事。
- (5) 応急資金等の貸付けおよび義援金の配付に関する事。

#### 国民保護対策健康部

- (1) 医療救護活動の統括および支援に関する事。
- (2) ボランティア（主に医療に関する活動に従事する者に限る。）の受入れおよび配置に関する事。
- (3) 東京都医療救護班の派遣の要請および受入れの調整に関する事。
- (4) 医療救護所に関する事。
- (5) 医療救護班等の活動の支援に関する事。
- (6) 避難拠点等への医療の提供の要請に関する事。
- (7) 食品衛生監視および環境衛生監視に関する事。
- (8) 動物の保護に関する事。
- (9) 医薬品の確保に係る連絡調整に関する事。
- (10) 医療機関からの情報収集等に係る連絡調整に関する事。
- (11) 専門医療機関相互の連絡調整に関する事。
- (12) 感染症の予防に関する事。
- (13) 難病等により在宅医療機器を使用する患者の情報収集および支援に関する事。
- (14) 医療救護所要員の派遣に関する事。
- (15) 医療救護活動の運営補助に関する事。
- (16) 精神保健相談に関する事。

#### 国民保護対策環境部

- (1) 災害廃棄物の処理に関する事。
- (2) し尿の処理に関する事。
- (3) がれきの処理に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災地の環境維持に関する事。

#### 国民保護対策都市整備部

- (1) 住家被害認定調査に関する事。
- (2) 復興計画の策定および統括に関する事。
- (3) 応急仮設住宅の入居手続に関する事。
- (4) 被災住宅の応急危険度判定に関する事。
- (5) 被災宅地の危険度判定に関する事。
- (6) 東京都が実施する応急修理対象者の募集および選定に関する事。
- (7) ボランティア(主に応急危険度判定に関する活動に従事する者に限る。)の受入れおよび配置に関する事。

#### 国民保護対策土木部

- (1) 橋梁、河川、公共溝渠、道路および公園の被災調査および応急復旧工事にに関する事。
- (2) 道路障害物の除去および人命救助のための住宅の障害物の除去に関する事。

#### 国民保護対策教育振興部

- (1) 区立施設(教育委員会所管施設に限る。)に係る被害状況の把握に関する事。
- (2) 避難拠点の統括および運営に関する事。
- (3) 学校の再開に係る関係機関との調整に関する事。
- (4) 生徒、児童および園児等の保護に関する事。
- (5) 応急教育に関する事。

#### 国民保護対策こども家庭部

- (1) 乳児、幼児および児童等の保護に関する事。
- (2) 応急保育に関する事。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する部は、つぎに掲げる事項を担当とする。

- (1) 他の部との連絡調整および応援に関する事。
- (2) 別表に掲げる担当部の所管する施設の復旧、業務の遂行および業務に関連した災害対策に関する事。
- (3) 本部長室に連絡要員を派遣し、他の部との調整を行わせる事。
- (4) 所属職員の活動状況に関する事。

3 第1項に規定する部の部長は、あらかじめ区長が指名する。

4 前3項に掲げるもののほか、部の編成、部の職員の所属等については、あらかじめ区長が定める。

(他部の応援)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項の部への所属にかか

わらず、部の職員を、応援のために他部に臨時に所属させることができる。

(国民保護現地対策本部)

第8条 国民保護現地対策本部長は区に勤務する職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部員は、各部の職員から各部長の推薦に基づき本部長が指名する者をもって充てる。

(国民保護現地連絡調整所)

第9条 本部長は、武力攻撃災害が発生した場所等における関係機関の連携を確保するために必要があると認めるときは、国民保護現地連絡調整所を設置し、保護本部の職員を派遣することができる。

(東京都国民保護対策本部派遣員)

第10条 東京都国民保護対策本部へ派遣する職員は、第6条第1項に定める統括部の職員から本部長が指名する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(緊急処理事態対策本部)

第12条 第2条から前条までの規定は、練馬区緊急処理事態対策本部について準用する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月規則第49号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年10月規則111号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月規則42号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月規則148号)

この規則は、平成28年6月9日から施行する。

別表 (第6条関係)

練馬区国民保護対策本部の組織

国民保護対策部	担当部
統括部	危機管理室 区長室
国民保護対策総務部	総務部 会計管理室

	選挙管理委員会事務局 監査事務局 議会事務局
国民保護対策企画部	企画部
国民保護対策区民部	区民部
国民保護対策産業経済部	産業経済部
国民保護対策地域文化部	地域文化部
国民保護対策福祉部	福祉部
国民保護対策健康部	健康部 練馬区保健所
国民保護対策環境部	環境部
国民保護対策都市整備部	都市整備部
国民保護対策土木部	土木部
国民保護対策教育振興部	教育振興部
国民保護対策こども家庭部	こども家庭部